

# 宗像市



## 補助金等 適正化に向けた ガイドライン(案)

平成 2 7 年 9 月 日

宗像市 経営企画部 経営企画課

## 1 策定にあたって

人口減少に伴う公共施設・インフラの維持更新問題や超高齢化への対応など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、財政運営は年々厳しさを増しています。

本市においても例外ではなく、あらゆる分野において、限られた財源をより有効に活用することが求められています。

補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、有効な役割を果たすものですが、一方で恒常化しがちであり、また社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や有効性が変化していきます。

本市では、平成 16 年度に補助金等の見直しを実施しており、宗像市行財政改革推進委員会（以下、「行革委員会」という。）の補助金等見直し部会において、3 年ごとに補助金等の見直しを行うべきであるとの提言を受け、平成 19 年度と平成 22 年度に、前回の見直し以降、新たに交付されるようになった補助金等の見直しを行っています。

しかし、補助金等はあくまでも補助団体が自主的に実施する公益的な事業に対する行政からの財政的な支援であり、その財源は市民からいただいた貴重な税金です。

そのため、今回、行革委員会の提言を基に、補助金等が効果的・効率的かつ適正に執行されるよう、本市のガイドラインを定めるものです。

## 2 補助金等の定義

平成 16 年度の行革委員会で、「補助金等」を地方公共団体が支出する経費のうち、「補助金」、「負担金」、及び「交付金」と呼ばれるものとして定義しています。

### (1) 補助金

補助金とは、特定の事業又は研究を行うものに対し、その事業若しくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要がある場合にこれを助成するために交付するものである。

補助金の支出の根拠として、地方自治法第 232 条の 2 において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体等に補助金を交付することはできない。

### (2) 負担金

負担金とは、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合等がある。例えば、県道整備事業等の市町村負担金がこれにあたる。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合がある。例えば、市が構成団体となっている一部事務組合、全国市長会、全国市議会議長会をはじめ、何々振興協議会、何々推進協議会等に対する会費等がこれにあたる。

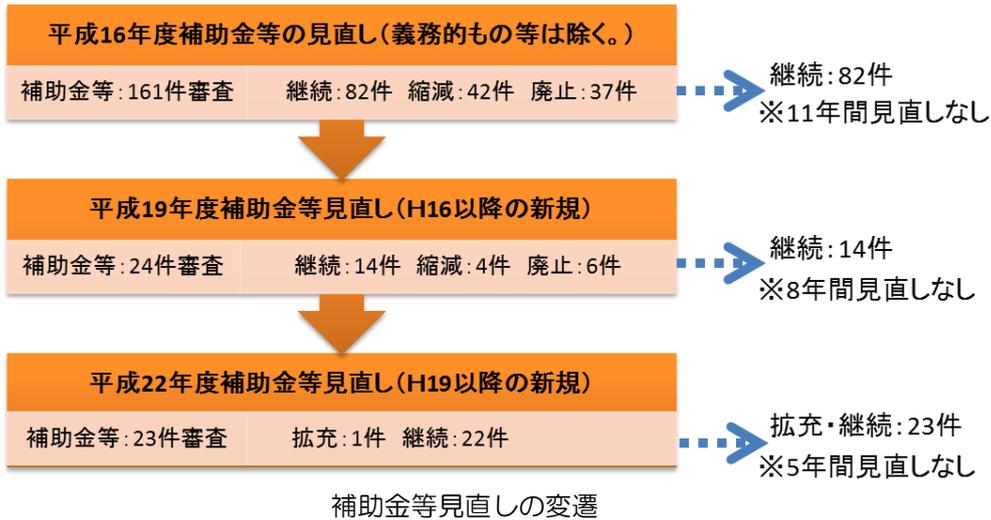
### (3) 交付金

交付金とは、法令又は条例等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として受託団体等に交付するものをいう。例えば、コミュニティ運営協議会へのまちづくり交付金や消防自動車の維持管理に対する消防団への交付金等がこれにあたる。

### 3 現状と課題

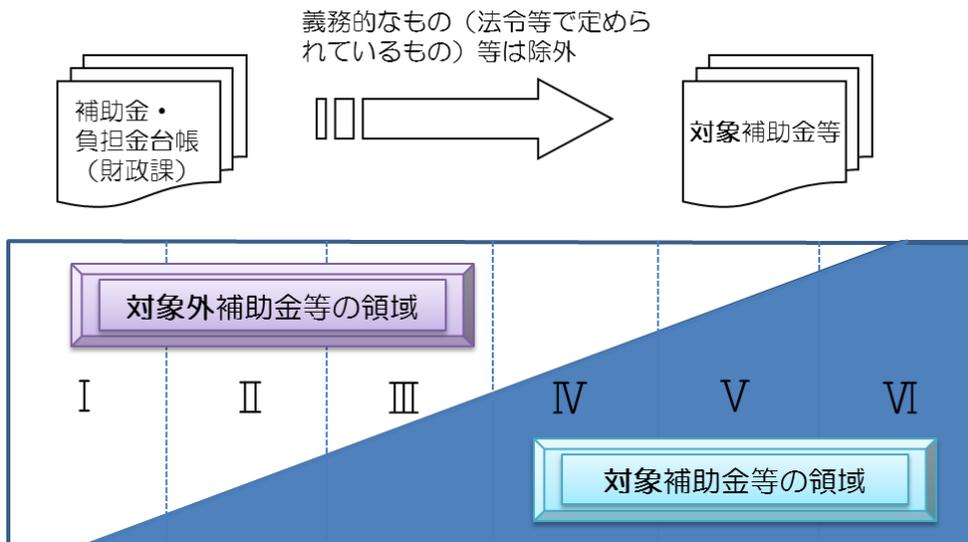
平成 16 年度に補助金等の大幅な見直しを行ってから、今年で 11 年目となります。その間、平成 19、22 年度に補助金等の見直しを行っていますが、その見直しは、平成 16 年度の見直し以降に創設された新規の補助金等のみを対象としています。そのため、平成 16 年度の見直しで継続となった補助金等については、この 11 年間において社会の経済情勢や市民ニーズ等を考慮せず、内容等の見直しを行っていない状況にあります。

また、行革委員会から提言のあった市の統一的な交付基準の策定や終期の設定等もできていない状況です。



### 4 見直しの対象補助金等

国や県から 100%財源措置されているもの、義務的なもの（法令等で定められているもの）等で市の裁量がないものは見直しの対象外とします。



- I : 法令で定めている（契約・債務負担行為等により義務付けられているものを含む）
- II : 国・県の補助要綱等（県条例も含む）で定められている
- III : 協議会等の規則・規約等で定められている
- IV : 協定等で定められている
- V : 市の条例で定められている
- VI : それ以外（市の補助金交付規則・交付要綱など）

対象・対象外補助金等の領域イメージ

## 5 補助金等の適正化に向けた重点方針

補助金等は、補助期間の長期化による「前例踏襲」の傾向も否めないことから、定期的にその目的や要件等が時代に即したものであるかどうかを検証しなければなりません。

そこで、補助金等交付の原則である公益性の要件を備え、より適正な交付が行われるよう、次の項目を示し、補助金等の適正化に努めます。

なお、補助金等の適正化にあたっては、交付先である団体等の理解が得られるよう、その立場や活動に十分配慮して実施するものとします。

### (1) 適正化の視点

補助金等の適正化にあたっては、次の4つの視点に基づいて実施します。

なお、区分については、平成 16 年度の行革委員会で判定した基準に基づきます（特質性は除く）。

区分	視点
公益性	・不特定多数の市民の利益につながる（つながっている）
	・市の施策（総合計画等）の推進につながる（つながっている）
	・市民の社会保障につながる（つながっている）
必要性	・社会経済情勢、市民のニーズ等に合致している（する）
	・市が直接実施すべきではない
	・民間で同様のサービスが提供されていない
	・現時点で、自主自立ができない（できていない）
妥当性	・応分の自己負担を徴収している（する）
	・多額の繰越金が発生していない（しない）
	・対象事業費が妥当な額である
	・零細（10万以下）な補助、負担、交付ではない
	・対象事業費に不適切な経費を含んでいない
特質性	・内容や手法に先見性があり、まちづくり等の先進事例として効果が期待される（効果が出ている）
	・国や県等の補助、基金運用、協賛金等を活用して財源を確保し、補助を実施する（している）
	・既存事業のスクラップ等により財源を捻出し、補助を実施する（している）

### (2) 補助金等の創設時における精査

補助金等を新規に創設する場合は、公益性や必要性等を精査するため、事前に補助金等チェックシート【参考資料参照】により確認を行い、実施計画及び予算査定時に別添資料として提出します。

### (3) 補助要綱等の整備による透明性の確保

補助金等には、貴重な税金が投入されていることから補助の目的や要件等を明確にする必要があります。このことから、宗像市補助金交付規則に基づく**補助要綱を整備**（既に補助要綱や規約等がある補助金等は不要）し、補助金台帳等も含め、ホームページ等で公表することにより透明性を確保します。

### (4) 終期の設定による定期的な見直し

補助金等が長期に交付される場合、前例踏襲や恒常化など様々問題発生します。これらの弊害を防ぐために、終期（原則として、3～5年）を設定し、補助金等評価シート【参考資料参照】で定期的な見直しを行います。

なお、終期の設定は、見直しを定期的に行っていくるように設定するもので、補助金等の継続を否定するものではありません。

## 6 その他の留意事項

「5 補助金等適正化に向けた重点方針」以外に、補助金等の適正化あたっては、次の事項に留意し、適宜適正化を図っていきます。

### (1) 財源等の確保

限られた財源の中で効果的に事業を実施する観点から、国・県等の補助や基金運用、協賛金等を活用した財源の確保や既存事業等（補助事業に限らず）のスクラップ&ビルドを行い、財源捻出に努めます。

### (2) 類似補助金等の整理

総合計画の施策体系に照らし合わせ、交付目的や要件等が類似する補助事業については、統合や再編を図ります。

### (3) 補助金、負担金及び交付金の整理

補助金、負担金及び交付金については、「2 補助金等の定義」に基づき適切に整理を行います。

### (4) 補助と委託の整理

補助と委託の関係については、次の考え方により適切に整理を行います。ただし、市民ニーズや社会構造の多様化に伴い、市が実施すべきか、市民等が取り組むべきものか判断しがたいもの（市民協働等）については、その時点の市の施策推進の考え方などを勘案し総合的に判断します。

#### ★補助と委託の考え方

- 補助…特定の事務、事業のうち、公益性があると認められるものに対して支援するもの。
- 委託…市の責任で実施すべき性質の市民サービス又は行政管理業務等を、専門性・効率性等の視点において、高い効果を得られると考えられる場合に他の団体に依頼するもの。

### (5) 補助対象外経費

補助金等に次の経費を含む場合は、補助対象経費から除きます。

- ① 懇親会等にかかる経費
- ② 交際費、慶弔費
- ③ 慰安的な旅行に要する経費
- ④ 入場料など受益者が負担して賄うべき経費
- ⑤ その他、補助することが適当でないと認められる経費

### (6) 補助率設定の考え方

補助率の設定は、その補助の目的や要件等により一律に補助率を設定することは難しいですが、次のことに考慮し補助率の設定を行います。

- ① 運営費補助については、団体等の自主自立を阻害するなど、多くの問題が指摘されているため、特に低めに設定する。
- ② 団体等の自主自立を促進するため、段階的な補助率の軽減を図る。
- ③ 国・県で定める補助基本額を超える上乗せ補助は原則として行わない。
- ④ 扶助的補助等については、一律給付とせず、所得等に応じた制限的給付など必要最低限の補助に留め、予算の範囲内とする。
- ⑤ 利子補給等は利率等の変動を考慮し、必要最低限の補助に留め、予算の範囲内とする。
- ⑥ その他、補助率は、補助要綱等で算出根拠を明確にするとともに、社会情勢等を勘案し、市民感覚と著しく乖離しないものとする。

【参考】

## 補助金等チェックシート

補助金等名		課・室名
補助金等の概要 (目的・対象・積算等)		

### ○基本的視点のチェック

		該当	その理由
公益性	・不特定多数の市民の利益につながる		
	・市の施策（総合計画等）の推進につながる		
	・市民の社会保障につながる		
必要性	・社会経済情勢、市民のニーズ等に合致している		
	・市が直接実施すべきではない		
	・民間で同様のサービスが提供されていない		
	・現時点で、自主自立ができない		
妥当性	・応分の自己負担を徴収している		
	・多額の繰越金が発生していない		
	・対象事業費が妥当な額である		
	・零細（10万以下）な補助、負担、交付ではない		
	・対象事業費に不適切な経費を含んでいない		
特質性	・内容や手法に先見性があり、まちづくり等の先進事例として効果が期待される		
	・国や県等の補助、基金運用、協賛金等を活用して財源を確保し、補助を実施する		
	・既存事業のスクラップ等により財源を捻出し、補助を実施する		

### ○その他視点のチェック

		該当	その理由
1	・補助金等の用途は適切である		
2	・補助率や補助対象の積算が明確である		
3	・類似の補助金等はない		
4	・補助金交付要綱を定め（予定）終期を設定している		

# 補助金等評価シート

補助金等名	
-------	--

課・室名

--

## ○補助効果の検証

(効果測定方法、具体的な数値等) ※ない場合は、補助金等を交付してどういった状態に変化したか等を記述
(達成状況)

<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>十分な効果・成果をあげている</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一定の効果・成果をあげている</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>効果・成果が疑問である</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	十分な効果・成果をあげている	<input type="checkbox"/>	一定の効果・成果をあげている	<input type="checkbox"/>	効果・成果が疑問である	<input type="checkbox"/>	その他	その理由
<input type="checkbox"/>	十分な効果・成果をあげている								
<input type="checkbox"/>	一定の効果・成果をあげている								
<input type="checkbox"/>	効果・成果が疑問である								
<input type="checkbox"/>	その他								

## ○見直し内容

※複数選択可

<input type="checkbox"/>	補助金等の額の見直し（拡充・維持・縮減）	見直しの具体的な内容（何をどう見直すのか）
<input type="checkbox"/>	補助対象の変更	
<input type="checkbox"/>	補助内容の変更	
<input type="checkbox"/>	補助金等の廃止	

(廃止の時期)

平成		年度
----	--	----

⇒記入終了

その理由

--

## ○次回終期の設定

終期設定		
平成		年度

※自動入力

次回見直し年度		
平成	-2	年度

## ○行革委員会の判断・意見

--